

石綿対策は「皆さま」に関わる問題です

ビル、マンション、戸建て住宅の解体・改修工事を行う際は、
石綿が使用されていないか事前に確認する必要があります！

石綿（アスベスト）とは

石綿は、吸入するとじん肺、肺がん、中皮腫などの原因となる可能性があることが知られています。2006年（平成18年）9月から製造・輸入・使用などが禁止されていますが、それ以前に着工した建築物等には防火・保温・断熱等の目的で石綿が使用されている可能性があります。こうしたことから、ビルやマンション（RC造、S造）、戸建て住宅などの建築物等の解体・改修工事を行う場合には、**工事の施工業者は石綿障害予防規則、大気汚染防止法など関係法令に定められたばく露・飛散防止措置等を講じる必要があります。**

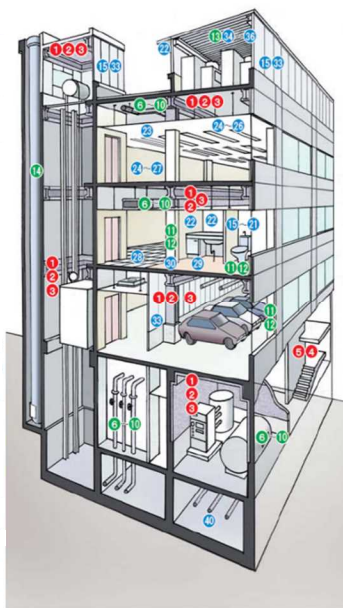
一方で、施工業者が関係法令に定められた措置を適正に講じるためには、**工事の発注者となる建築物等のオーナーなどの皆さまにも、費用や工期等についての配慮や関係法令に定められた措置等を行っていただく必要があります。**

アスベスト含有建材の使用部位例 国土交通省「目で見えるアスベスト建材（第2版）」より引用

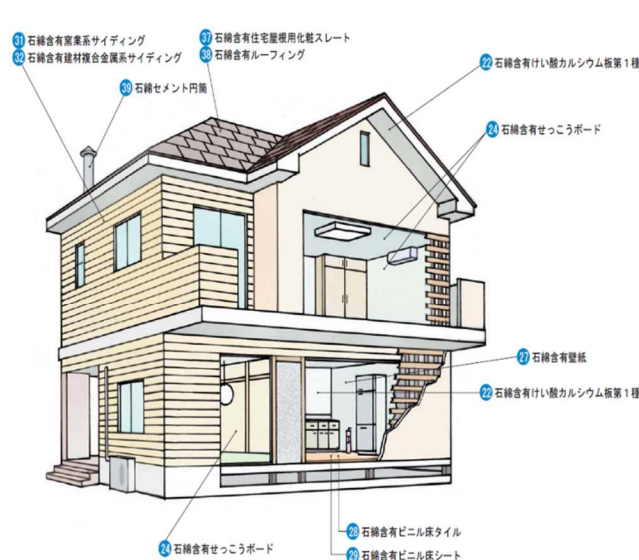
【RC・S造】

【戸建て住宅】

- 1 吹付け石綿
- 2 石綿含有吹付けロックウール
- 3 湿式石綿含有吹付け材
- 4 石綿含有吹付けパーミキュライト
- 5 石綿含有吹付けパーライト
- 6 石綿含有けいそう土保温材
- 7 石綿含有けい酸カルシウム保温材
- 8 石綿含有パーミキュライト保温材
- 9 石綿含有パーライト保温材
- 10 石綿保温材
- 11 石綿含有けい酸カルシウム板第2種
- 12 石綿含有耐火被覆材
- 13 屋根用折板石綿断熱材
- 14 煙突用石綿断熱材
- 15 石綿含有スレートボード・フレキシブル板
- 16 石綿含有スレートボード・平板
- 17 石綿含有スレートボード・軟質板
- 18 石綿含有スレートボード・軟質フレキシブル板
- 19 石綿含有スレートボード・その他
- 20 石綿含有スラグせっこう板
- 21 石綿含有バルブセメント板



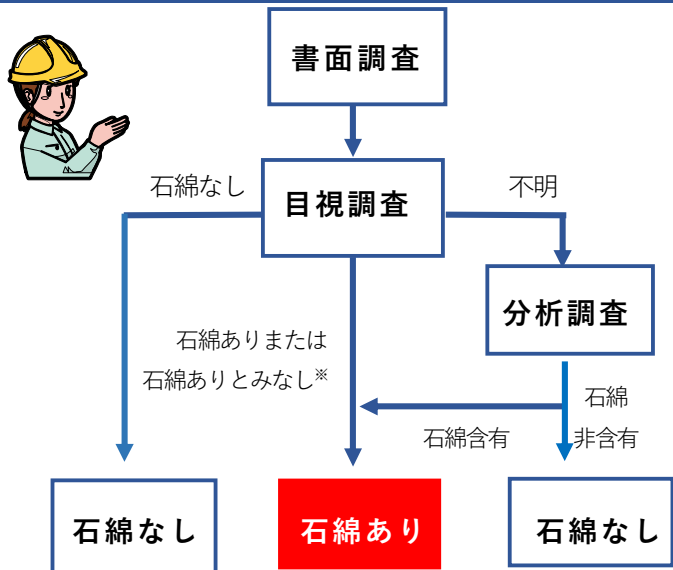
- 22 石綿含有けい酸カルシウム板第1種
- 23 石綿含有ロックウール吸音天井板
- 24 石綿含有せっこうボード
- 25 石綿含有パーライト板
- 26 石綿含有その他パネル・ボード
- 27 石綿含有壁紙
- 28 石綿含有ビニル床タイル
- 29 石綿含有ビニル床シート
- 30 石綿含有ソフト巾木
- 31 石綿含有窓業系サイディング
- 32 石綿含有建材複合金属系サイディング
- 33 石綿含有押出成形セメント板
- 34 石綿含有スレート波板・大波
- 35 石綿含有スレート波板・小波
- 36 石綿含有スレート波板・その他
- 37 石綿含有住宅屋根用化粧スレート
- 38 石綿含有ルーフィング
- 39 石綿セメント円筒
- 40 石綿セメント管



建築物等の解体・改修工事の発注者となる方（オーナーなど）は、工事の施工業者に対して次のような配慮、措置を行うことが義務付けられています。

発注者に求められる措置	措置の概要「石綿障害予防規則又は大気汚染防止法」
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事を発注する建築物等の石綿の有無の調査（事前調査）が適切に行われるよう、石綿の有無を確認する上で有用な情報（設計図書、建築確認申請の副本等）を施工業者に提供する等の配慮をすること ■ 石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務付けられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること
費用負担および工事への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事前調査の費用及び石綿が使用されていることが明らかになった場合における石綿除去等工事に必要な費用を適正に負担するほか、工期、作業の方法に係る発注条件等について施工業者が法令を遵守して調査・工事ができるよう配慮すること
特定粉じん排出等作業の届出	<ul style="list-style-type: none"> ■ 吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材等が使用されている建築物等の解体等作業を伴う工事については発注者が地方公共団体へ作業実施届出書を提出すること

事前調査の流れ



※石綿ありとみなして、必要な曝露・飛散防止対策をして工事を行う場合は、分析調査は不要です。

石綿総合情報ポータルサイト 解体・改修工事の発注者向けページ

石綿に関する情報は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください！

石綿障害予防規則の概要、法令改正のポイント、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置や、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。



事前調査費用の項目例

・書面調査 ・現地調査 ・裏面確認調査 ・分析調査 ・総合調査報告書 ・諸経費（交通費他）

【参考】適正な工事業業者を選定するために

石綿の有無を適切に調査し、適法な工事を行う工事の施工業者を選ぶため、以下のような事項を工事の施工業者に確認することも重要です。

- 工事費用に、**事前調査費が計上されていること**や、石綿の**調査を行う資格**（建築物石綿含有建材調査者など）を持っているかを確認します。
- 事前調査終了後、**石綿事前調査結果報告書の提出**を求めましょう。石綿含有吹付け材（レベル1）、保温材等（レベル2）がある場合には、**労働基準監督署に提出した計画届の写し**を求めましょう。
※発注者は、これとは別に、地方公共団体への作業実施届出が必要です。
- 解体・改修工事後、石綿飛散防止措置が適切にとられたことを示す**作業の実施状況の記録（写真を含む）**の提出を求めましょう。
- 施工業者による石綿含有の有無の事前調査や作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるよう、**発注者は写真の撮影を許可する等の配慮**を行いましょう。

【参考】吹付け石綿への対応について

建築基準法では、建築物の最低限の安全性を確保するため、**吹付け石綿等について、増築等の改修時における除去または飛散防止措置の実施を義務付け**ています。この吹付け石綿等が施工されている建築物は解体・改修等の機会によらず、速やかに対策を行うことを推奨します。

【建築基準法において規制対象とする吹付け石綿等】



吹付け石綿
（鉄骨材の耐火被覆）



石綿含有吹付け
ロックウール
（鉄骨材の耐火被覆）

建築基準法において規制対象とする吹付け石綿等に対しては、地方公共団体が調査および除去等の費用の一部を補助している場合があるので、お近くの地方公共団体にご相談ください。